



予防接種を受けましょう

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

予防接種は、病気に対して抵抗力を持った強い体にするために行うものです。予防接種法という法律に基づき、町が実施する接種は「定期接種」といいます。

法律が改正され定期接種の種類が変更になることもあります。予防接種の効果や副反応について、十分理解して接種することが大切です。

予防接種を受ける時の注意

- 予診票の発行 場所：町子育て・健診センター
持参物：未成年の予防接種は**母子手帳が必要**です(履歴確認のため)。
- 予防接種実施医療機関：通知文か町のホームページに掲載。
- 体調が良い時に受けましょう。
- 未成年は保護者が同伴してください。やむを得ず親族などが同伴する場合は委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 予防接種を受ける時は、住所がわかる物を持参してください
※申込書や予診票は住民票地のものを使用します。
引越しの際は注意しましょう。
- 年齢や接種間隔に間違いはありませんか？もう一度確認しましょう。

令和8年度の予防接種

○帯状疱疹ワクチン

対象者	①と②に全て当てはまる人 ①令和8年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の誕生日を迎える人(年度末年齢) ②帯状疱疹ワクチンを接種したことがない、もしくは接種が完了していない人 ■4月中旬に通知済み(申込書同封) 60歳～65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある人(身体障害者手帳1級程度)
-----	---

○高齢者用肺炎球菌ワクチン

※令和8年度からワクチンが変更となりました。自己負担額は4,200円です。

対象者	65歳の人 接種時に65歳の人(65歳の誕生日を迎える前日～66歳の誕生日を迎える前日まで) ■役場開催の介護保険証交付式で配布(申込書同封)
その他	60歳～65歳未満の人で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障がいのある人かヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある人(身体障害者手帳1級程度)

○子宮頸がん(HPV)ワクチン

対象者	小学校6年～高校1年相当の人 ■中学校1年生・高校1年生の学年に当たる人には夏頃通知予定 予診票は同封なし、窓口交付のみ
-----	--

○2種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン

対象者	11歳～13歳未満の人 ■小学校6年生の学年に当たる人には4月上旬に通知済み(予診票同封)
-----	--

○MR(麻しん・風しん)ワクチン

対象者	第1期 1歳～2歳未満 第2期 年長の学年に当たる人(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの人) ■4月に通知済み(予診票同封)
特例措置	令和6年度中に以下の予防接種をできなかった人 ①「MR第1期」または「MR第2期」 ②昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、抗体が不十分だった人

○日本脳炎ワクチン

対象者	第1期(計3回) 生後6カ月～生後90カ月(7歳半)未満の人 第2期(計1回) 9歳～13歳未満の人 ■小学校4年生の学年に当たる人には夏頃通知予定 予診票は同封なし、窓口交付のみ
特例措置	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人で、日本脳炎ワクチンを完了(計4回)していない人

○RSウイルス母子免疫ワクチン

※令和8年度から開始となりました。

対象者	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の人
個別通知対象	■3月31日までに母子手帳交付した人で、対象となる人には3月下旬に通知済み(予診票は同封なし) ■4月1日以降に母子手帳交付した人 母子手帳交付時に窓口で配布(予診票は同封なし)

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が低下した人になり、家庭裁判所が選任した「成年後見人」などの援助者が、本人の「財産管理」や「身上保護」について支援する制度です。

こんなお困りごとはありませんか？

『物忘れがひどくなり、金銭の管理に自信がない…』
『認知症の両親が悪質商法にだまされなにか心配…』



成年後見人などができること

財産管理 とは

- 預貯金の管理
- 税金や光熱水費などの支払い
- 遺産分割、協議 など

身上保護 とは

- 介護福祉サービスの利用手続き
- 施設への入退所の手続き、費用の支払い
- 要介護認定の申請 など

成年後見制度ではできないこと

- ×結婚・離婚・養子縁組、遺言作成などの行為
- ×手術や延命措置などの医療行為の同意
- ×身元保証人や身元引受人
- ×実際の介護や看護、家事支援 など



成年後見制度の種類

法定後見制度

判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が援助者として成年後見人などを選任する制度です。判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。この制度を利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをする必要があります。

「後見」「保佐」「補助」3つの違い

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

※現在、国において成年後見制度の見直し(「後見」と「保佐」を廃止し、「補助」に一歩化、途中で利用停止を認める)が検討されています。そのため、今後変更になる可能性があります。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。



成年後見制度の利用には大津町権利擁護推進センターにご相談ください。

●問い合わせ 相談窓口 町権利擁護推進センター(役場地域包括支援センター内)
☎096(292)0770 FAX 096(292)1234



大切な人を地域で守るために
せいなんこうけんせい
成年後見制度を知っていますか？